

資料2 - 2	大阪府環境審議会 揮発性有機化合物・化学物質対策部会（第4回）
	平成18年8月4日

## 化学物質適正管理促進のための届出制度(案)

### 1. 管理計画書の提出

化学物質を取扱う事業者による環境リスクの低減を目指した自主的取組が、確実かつ効果的に進められるようにするため、管理計画書の作成と提出を義務化する。

#### (1) 届出事項

事業所における化学物質取扱いに係る基礎的事項

事業所の概要

- ・ 事業所の名称、所在地
- ・ 従業員数（事業者全体及び当該事業所）
- ・ 業種（日本標準産業分類の中分類及び小分類）

対象化学物質の概要

- ・ 取扱う対象化学物質の種類
- ・ 取扱目的（用途）
- ・ 取扱場所

事業所で取扱う全ての対象化学物質について記入する。（届出要件として定める年間取扱量のすそ切りに満たない対象化学物質を含む。）

受注生産等のため取扱う化学物質の種類が変動する場合には、取扱うことが予想されるすべての対象化学物質について記入する。

取扱場所を明示した事業所の平面図

対象化学物質を取扱う工程のフローシート

化学物質の管理の方針及び体制等に関する事項

目的

管理方針

管理組織

- ・ 管理組織図
- ・ 管理責任者等の任務の概要

従業員への教育・訓練の実施方法

関係者への情報提供の方法

- ・ 住民への情報提供
- ・ 取引先への情報提供（MSDS等）

管理の改善に関する事項

取扱量・排出量等の把握の方法

管理の改善に関する目標

管理の改善に関する目標は、対象化学物質の有害性の程度及びばく露の可能性の度合（排出量等）に基づくリスク評価結果を参考として設定した優先度\*を踏まえて選定する。

\* リスク評価結果を参考として優先度を設定する方法は、「化学物質適正管理指針（仮称）」において具体的な考え方を示すこととする。

揮発性有機化合物に該当する対象化学物質の合計取扱量が規定量以上である事業所にあつては、揮発性有機化合物の排出量の削減を含む目標を設定する必要がある。

#### 目標達成期間

必要に応じ中間目標を設定する。

揮発性有機化合物の排出量の削減を目標として設定する場合は、平成22年度を含む目標年度を設定する必要がある。

#### 目標達成のための実施計画

次の対策メニューについての現状と計画を記入する。具体的な実施計画については、事業者が事業所の実態を踏まえ、最も費用対効果の高い対策の組み合わせを決定する。

- ・ 有害性の低い物質への代替
- ・ 工程改善、設備改善等の使用の合理化による取扱量の低減
- ・ 処理装置、回収装置の設置、改善による排出抑制
- ・ 作業要領の順守徹底、維持管理の適正化等の管理的対策による取扱量の低減及び排出抑制
- ・ モニタリングによる監視（排出ガス、排水、敷地境界濃度等）
- ・ その他管理の改善に資する対策

#### 実施計画の進捗状況の把握方法

##### 検証・評価の方法

- ・ 検証・評価の体制と手順
- ・ 評価結果に基づく実施計画の見直しの体制と手順

## (2) 届出要件

### 対象業種

化管法によるP R T R制度の対象業種（別添1参照）とする。

### 従業員規模のすそ切り

従業員数が50人以上の事業所を対象とする。ただし、本制度の施行から2年間は、常時使用する従業員数が300人以下の事業者（中小企業基本法により定められた中小企業〔製造業等〕）が設置している事業所については適用を猶予する。

## 年間取扱量のすそ切り

いずれかの対象化学物質の年間取扱量が1トン以上(特定第一種指定化学物質にあっては0.5トン以上)である事業所を対象とする。ただし、揮発性有機化合物については、揮発性有機化合物に該当する対象化学物質を合計した年間取扱量が1トン以上である事業所を対象とする。

### (3) 届出時期

本制度が適用されることとなった日から6月以内

次に掲げる変更があった場合には、変更があった日から90日以内(管理計画書の変更届)

- ・ 化学物質の種類を変更することにより対象化学物質を新規に取扱うとき。  
新たに取扱う対象化学物質の年間取扱量が1トン以上(特定第一種指定化学物質にあっては0.5トン以上)である場合に限る。
- ・ 管理の改善に関する目標、達成期間、実施計画を変更するとき。  
軽微な変更を除く。
- ・ その他管理計画書の内容を変更するとき。  
軽微な変更を除く。

### (4) 情報公開

提出された管理計画書は、府において取りまとめ、その結果を府民に分かりやすい形で公表するものとする。

個別の管理計画書の情報開示については、計画書の提出にあたって、事業者が開示の可否について記入することとし、事業者が非開示を求めた情報を除き、大阪府情報公開条例の規定に則り開示するものとする。なお、事業者が非開示を求めた情報の開示については、大阪府情報公開条例の定めるところにより、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものかどうかを判断する。

事業者は、管理計画書の内容について府民に情報提供を行い、府民の理解の増進に努めることを事業者の努力義務として規定するとともに、事業者による情報提供にあたって府が技術的な助言その他の支援を行うことを規定する。

### (5) 届出を義務化する理由

管理計画の作成を徹底することにより、事業者による管理体制(マネジメントシステム)の構築とPDCAサイクルによる継続的改善を促進するため。

管理計画書を提出することによって、事業者による化学物質管理責任の認識を深め、より一層の管理の改善を図るようになるため。

### (6) 検討課題

管理計画書作成に関する行政の支援  
提出された管理計画書の活用方法

## 2.目標達成状況等報告書の提出

事業者による自主的取組の進捗状況を行政が把握し、自主的取組による環境リスクの低減が府民に見えるものとするため、管理計画書で定めた目標の達成状況及び事業者による検証・評価の結果と見直し内容の報告を義務化する。

### (1) 届出事項

目標達成状況

目標達成のために実施した対策の内容

目標の達成状況

検証・評価の結果等

事業者による検証・評価の実施状況と結果

評価結果に基づく見直しの内容

### (2) 届出要件

管理計画書を作成し提出した事業者とする。ただし、管理計画書の提出後に事業規模の縮小等によって、1.(2)の届出要件に該当しないこととなった事業所は除く。

### (3) 届出時期

原則として、化管法によるP R T Rの届出又は府の取扱量等の届出制度による届出の際に、前年度までの取組みについて記載した報告書を提出するものとする。

### (4) 情報公開

提出された目標達成状況等報告書は、府において取りまとめ、その結果を府民に分かりやすい形で公表するものとする。

個別の目標達成状況等報告書の情報開示については、報告書の提出にあたって、事業者が開示の可否について記入することとし、事業者が非開示を求めた情報を除き、大阪府情報公開条例の規定に則り開示するものとする。なお、事業者が非開示を求めた情報の開示については、大阪府情報公開条例の定めるところにより、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものかどうかを判断する。

事業者は、目標達成状況等報告書の内容について府民に情報提供を行い、府民の理解の増進に努めることを事業者の努力義務として規定するとともに、事業者による情報提供にあたって府が技術的な助言その他の支援を行うことを規定する。

### (5) 届出を義務化する理由

行政が自主的取組の進捗状況を把握し、評価することができるようにするため。

P D C Aサイクルの「C (Check)」と「A (Action)」が、確実かつ効果的に行われるようにするため。

#### (6) 検討課題

事業者の内部評価における客観性・透明性の確保

行政への報告に基づく第三者機関による検証・評価の方法

### 3. 緊急事態対処計画書の提出

自然災害や施設の故障・人為的ミスに伴う化学物質の漏洩等を防止し、地域住民の安全と安心を確保するため、通常時の化学物質管理とともに、危機管理の観点から化学物質管理を行うことが必要であるので、緊急事態対処計画書の作成と提出を義務化する。

#### (1) 届出事項

化学物質に係る事故発生に備えた基礎的事項

対象化学物質の貯蔵状況

- ・ 貯蔵する化学物質の種類

事業所で取扱う対象化学物質のうち、届出要件として定める年間取扱量の規定量以上取扱う化学物質について記入する。

- ・ 貯蔵施設の種類、数と貯蔵量（最大貯蔵量）

土地に定着する貯蔵施設（タンク、保管庫等）について記入する。

取扱う化学物質ごとの危険性、有害性の評価結果

G H Sで示されている危険性・有害性の分類（別添2参照）及び収集・整理した過去の国内外での事故事例等を参考に評価

貯蔵場所を明示した事業所の平面図

配慮施設\*の位置を明示した事業所の付近見取図

\* 配慮施設の例：住宅地、学校、病院、飲料水の水源等環境上特に配慮すべき施設

未然防止対策

次の対策メニューについての現状と計画を記入する。

- ・ 従業員への安全対策の周知及び訓練の実施

- ・ 工学的対策\*の実施

\* 施設の防爆構造化、安全装置の二重化、容易に異常を点検できる構造への改善等

- ・ 飛散・流出防止対策の実施

- ・ 防災資機材の整備

- ・ 施設の定期的な保守点検

- ・ 作業規準の作成と順守徹底

#### 緊急事態発生時の対応マニュアル

想定される緊急事態の内容（地震等の自然災害、停電、爆発・火災、異常反応、化学物質の漏洩・流出等）に応じて、次の事項について記載した対応マニュアルを作成する。

- ・ 事業所内における指揮命令系統及び連絡体制
- ・ 関係機関（周辺の配慮施設を含む）への通報体制及び周辺住民への広報体制
- ・ 事業所内の対応体制
- ・ 応急措置及び汚染の拡大防止のための措置の実施方法
- ・ 周辺環境影響の把握方法と必要に応じ実施する浄化対策の実施方法

#### (2) 届出要件

##### 対象業種

化管法によるP R T R制度の対象業種（別添1参照）とする。

##### 従業員規模のすそ切り

従業員数が50人以上の事業所を対象とする。ただし、本制度の施行から2年間は、従業員数が300人以下の事業者（中小企業基本法により定められた中小企業〔製造業等〕）が設置している事業所については適用を猶予する。

##### 年間取扱量のすそ切り

いずれかの対象化学物質の年間取扱量が1トン以上（特定第一種指定化学物質にあつては0.5トン以上）である事業所を対象とする。

#### (3) 届出時期

本制度が適用されることとなった日から6月以内

次に掲げる変更があつた場合には、変更があつた日から90日以内（緊急事態対処計画書の変更届）

- ・ 化学物質の種類を変更することにより対象化学物質を新規に取扱うとき。  
新たに取扱う対象化学物質の年間取扱量が1トン以上（特定第一種指定化学物質にあつては0.5トン以上）である場合に限る。
- ・ 対象化学物質に係る事故事例等に基づく新たな知見等により、緊急事態対処計画を見直す必要が生じたとき。
- ・ その他緊急事態対処計画書の内容を変更するとき。  
軽微な変更を除く。

#### (4) 情報公開

提出された緊急事態対処計画書は、府において取りまとめ、府民に分かりやすい形で公表するものとする。

個別の緊急事態対処計画書の情報開示については、計画書の提出にあたって、

事業者が開示の可否について記入することとし、事業者が非開示を求めた情報を除き、大阪府情報公開条例の規定に則り開示するものとする。なお、事業者が非開示を求めた情報の開示については、大阪府情報公開条例の定めるところにより、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものかどうかを判断する。

事業者は、緊急事態対処計画書の内容について府民に情報提供を行い、府民の理解の増進に努めることを事業者の努力義務として規定するとともに、事業者による情報提供にあたって府が技術的な助言その他の支援を行うことを規定する。

#### (5) 届出を義務化する理由

化管法では危機管理の観点で欠如しているが、21世紀の半ばまでには東南海・南海地震が極めて高い確率で発生すると予想されており、地震による化学物質の漏洩等の防止など緊急事態への備えを確実なものにする必要が高まっているため。

施設の故障・人為的ミスなどによる事故が発生したときに、化学物質による環境への悪影響を可能な限り未然に防止するため。

#### (6) 検討課題

緊急事態対処計画書作成に関する行政の支援

提出された緊急事態対処計画書の活用方法（市町村消防部局との情報の共有等）

### 4. 事故時の報告

化学物質の飛散・漏洩等を伴う事故が発生した場合には、周辺住民の化学物質へのばく露を含む直接的な環境汚染が懸念されるため、直ちに関係機関に通報することが必要であり、あわせて、応急措置内容等の報告を義務化する。

#### (1) 届出事項

応急措置等に関する事項

事故の状況

- ・ 事故の発生経緯
- ・ 飛散・漏洩等に係る対象化学物質の種類
- ・ 周辺環境への飛散・漏洩等の状況
- ・ 被害状況

応急措置の実施状況

改善計画等に関する事項

事故の検証結果等

- ・ 事故の発生原因

- ・ 事故の検証結果
  - ・ 環境中に排出した対象化学物質の種類及び量
  - ・ 周辺環境の汚染状況
- 周辺環境を汚染した場合は浄化対策の実施計画  
事故の再発防止のための改善計画

## (2) 届出要件

報告を要する事故の規模

対象化学物質の著しい飛散・漏洩等が発生した場合。ただし、化学物質の輸送過程の事故を除く。

対象業種

全ての業種

従業員規模のすそ切り

全ての事業所

年間取扱量のすそ切り

全ての事業所

## (3) 届出時期

応急措置等に関する事項については、事故発生後速やかに報告する。

改善計画等に関する事項については、原因究明等の進捗状況に応じて報告する。

必要に応じ中間報告を行う。

## (4) 情報公開

提出された報告書は請求に応じて大阪府情報公開条例の規定に則り開示するものとする。

## (5) 届出を義務化する理由

大気（有害物質の漏洩等）や水質（油の流出等）に特化した既存の事故時の報告制度では、化学物質事故に包括的に対応することができないため。

## (6) 検討課題

報告を要する事故の規模の明確化

## (7) その他の事故時の措置

次の事項について規定することとする。

- ・ 応急措置の実施と汚染の発生及び拡大の防止
- ・ 関係機関への通報及び必要に応じ関係住民への広報
- ・ 応急措置内容が不十分であると認められる場合の知事による措置命令

## 5. 取扱量等の届出

化管法によるP R T R制度を補完し、P R T R制度をより実効性のあるものと

するため、対象化学物質の取扱量等の情報について届出を義務化する。

#### (1) 届出事項

##### 製造量、使用量その他の取扱量

「製造量」「使用量」「製造量・使用量以外の取扱量」に分けて把握し届出する。

製造量： 事業所において製造した対象化学物質の量（副生成物を含む）

使用量： 事業所において事業活動において使用した対象化学物質の量

「当該年度期首在庫量」+「当該年度の購入量」-「当該年度期末在庫量」

製造量・使用量以外の取扱量： 入荷した対象化学物質を自らは使用しないで事業所において取扱う量（倉庫業、油槽所等）

##### 排出量及び移動量

排出量については、「大気への排出量」「公共用水域への排出量」「当該事業所における土壌への排出量」「当該事業所における埋立処分量」に区分して把握し届出する。

移動量については、「下水道への移動量」「廃棄物として当該事業所の外へ移動する量」に区分して把握し届出する。

揮発性有機化合物については、個々の対象化学物質（届出要件に該当するものに限る）ごとの排出量等のほか、揮発性有機化合物総量についても把握し届出する。

化管法に基づいて排出量等を把握し届出する場合は、府の届出制度は適用しない。

##### 排出量・移動量の増減等の理由

排出量・移動量が前年から大きく増減している場合は、その理由を記入する。

排出量・移動量の届出をする対象化学物質の種類が前年度から変化している場合は、その理由を記入する。

##### 届出要件に該当しなくなった旨の報告

取扱量の減少等によって化管法及び府の届出制度で定める届出要件に該当しなくなった場合は、その旨を報告する。

##### 届出要件に該当しなくなる例

- ・ 対象化学物質の取扱い中止
- ・ 化学物質の年間取扱量のすそ切り未満への減少
- ・ 従業員規模のすそ切り未満への減少
- ・ 特別要件施設の廃止
- ・ 事業所の廃止

##### その他の届出事項

化学物質の取扱目的（用途）

事業者全体の従業員数

## (2) 届出要件

対象業種

化管法によるP R T R制度の対象業種（別添1参照）とする。ただし、燃料小売業については、次の届出事項については届出を不要とする。

- ・ 製造量、使用量その他の取扱量
- ・ 排出量及び移動量
- ・ 排出量・移動量の増減等の理由
- ・ その他の届出事項（化学物質の取扱目的（用途）、事業者全体の従業員数）

従業員規模のすそ切り

従業員数が21人以上の事業者が設置している事業所を対象とする。（化管法のすそ切りと同じ）

年間取扱量のすそ切り

いずれかの対象化学物質の年間取扱量が1トン以上（特定第一種指定化学物質にあっては0.5トン以上）である事業所を対象とする。（化管法のすそ切りと同じ）

揮発性有機化合物については、揮発性有機化合物総量を把握することが必要であることから、揮発性有機化合物に該当する対象化学物質を合計した年間取扱量が1トン以上である事業所を対象とする。

## (3) 届出時期

毎年度、4月1日から6月30日までの間に、前年度の取扱量等を届出

## (4) 情報公開

提出された(1)～の届出は、府において取りまとめ、その結果を府民に分かりやすい形で公表するものとする。

個別の届出書の情報開示については、請求に応じて開示することを原則とする。具体的には、「製造量、使用量その他の取扱量」の届出（(1)）及び「排出量及び移動量」の届出（(1)）に限り、届出書の提出にあたって、事業者が開示の可否について記入することとし、事業者が非開示を求めた情報を除き、大阪府情報公開条例の規定に則り開示するものとする。なお、事業者が非開示を求めた情報の開示については、大阪府情報公開条例の定めるところにより、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものかどうかを判断する。

事業者は、取扱量等について府民に情報提供を行い、府民の理解の増進に努めることを事業者の努力義務として規定するとともに、事業者による情報提供にあたって府が技術的な助言その他の支援を行うことを規定する。

## (5) 届出を義務化する理由

### 製造量、使用量その他の取扱量

- ・ 取扱量と排出量との関係（排出率等）を把握することにより、管理の改善の状況を判断するのに有効であるため。
- ・ 化管法等による排出量・移動量の届出データの精度向上に有効であるため。
- ・ 潜在的排出可能性を把握することができ、化学物質のリスク管理に有効であるため。

### 排出量及び移動量

- ・ 府の届出制度での独自物質（第一種指定化学物質以外の対象物質）についても、化管法によるP R T R制度に準じて排出量等を把握・届出・公表することにより、環境リスクの低減に有効であるため。

### 排出量・移動量の増減等の理由

- ・ 物質代替の状況や排出量等の増減の理由について把握することにより、管理の改善の状況を判断するのに有効であるため。
- ・ 届出漏れのチェック等P R T R制度の実効性の確保に有効であるため。

### 届出要件に該当しなくなった旨の報告

- ・ 行政による膨大な確認作業が軽減され、未届出事業者に対する届出の励行確保などP R T R制度の実効性の確保に有効であるため。

### 化学物質の取扱目的（用途）

- ・ 取扱量とあわせて把握することによりP R T Rデータの精度向上に有効であるため。
- ・ 化学物質管理に係る基本的な情報の一つであり、事業者に対し管理の改善を指導するうえで有効であるため。

### 事業者全体の従業員数

- ・ 事業者全体での当該事業所の位置付けを把握することができ、事業者に対し管理の改善を指導するうえで有効であるため。

## (6) 検討課題

法律によるM S D S提供義務のない対象化学物質の含有量情報入手に関するサプライヤーの協力

### 取扱量等の届出データの活用方法

化管法によるP R T R制度では、電子届出の比率が増加していることに鑑み、府の届出制度へもインターネットによる届出を活用することによる事業者の負担の軽減

【参考】P R T R届出方法の推移

把握年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
書面	1,454(88.7)	1,340(81.6)	1,443(72.4)	1,125(58.0)	980(50.9)
磁気ディスク	156( 9.5)	125( 7.6)	140( 7.0)	76( 3.9)	44( 2.3)
電子	30( 1.8)	177(10.8)	410( 20.6)	738(38.1)	903(46.9)
合計	1,640(100)	1,642(100)	1,993(100)	1,939(100)	1,927(100)

\* ( ) は合計件数に対する割合 ( % )

\* 平成 17 年度分については速報値

## 大阪府における業種別の P R T R 届出状況

業種	届出件数			
	H13	H14	H15	H16
金属鉱業	1	1	1	1
原油・天然ガス鉱業	0	0	0	0
製造業	691	647	783	747
電気業	4	2	2	3
ガス業	1	0	2	1
熱供給業	0	1	1	2
下水道業	38	40	41	39
鉄道業	4	4	6	5
倉庫業	17	15	15	14
石油卸売業	11	44	12	13
鉄スクラップ卸売業	1	1	1	1
自動車卸売業	0	0	0	1
燃料小売業	775	790	808	812
洗濯業	9	8	11	8
写真業	0	0	0	0
自動車整備業	18	20	233	211
機械修理業	3	3	4	5
商品検査業	1	0	3	3
計量証明業	0	0	2	2
一般廃棄物処理業	47	48	47	45
産業廃棄物処分業	10	11	12	13
高等教育機関	5	3	5	5
自然科学研究所	3	4	6	8
合計	1,639	1,642	1,995	1,939

製造業の内訳	届出件数			
	H13	H14	H15	H16
食料品製造業	7	6	6	5
飲料・たばこ・飼料製造業	1	2	1	1
繊維工業	15	12	13	13
衣服・その他の繊維製品製造業	2	2	2	2
木材・木製品製造業	14	10	10	11
家具・装備品製造業	2	2	2	1
パルプ・紙・紙加工品製造業	17	18	27	20
出版・印刷・同関連産業	32	26	38	35
化学工業	212	205	220	214
石油製品・石炭製品製造業	15	15	14	14
プラスチック製品製造業	42	43	47	42
ゴム製品製造業	10	11	14	12
なめし革・同製品・毛皮製造業	0	0	0	0
窯業・土石製品製造業	21	22	26	28
鉄鋼業	41	35	35	38
非鉄金属製造業	44	46	45	42
金属製品製造業	107	103	133	134
一般機械器具製造業	34	29	41	38
電気機械器具製造業	32	25	49	44
輸送用機械器具製造業	17	13	23	19
精密機械器具製造業	5	2	6	5
武器製造業	0	0	0	0
その他の製造業	22	20	31	29

## GHS（化学品の分類及び表示に関する世界調和システム）で示されている危険性又は有害性の分類

### 1 物理化学的危険性

- (1) 火薬類
- (2) 可燃性／引火性ガス
- (3) 可燃性／引火性エアゾール
- (4) 支燃性／酸化性ガス類
- (5) 高压ガス
- (6) 引火性液体
- (7) 可燃性固体
- (8) 自己反応性物質及び混合物
- (9) 自然発火性液体
- (10) 自然発火性固体
- (11) 自己発熱性物質及び混合物
- (12) 水反応可燃性物質及び混合物
- (13) 酸化性液体
- (14) 酸化性固体
- (15) 有機過酸化物
- (16) 金属腐食性物質

### 2 健康に対する有害性

- (1) 急性毒性
- (2) 皮膚腐食性／刺激性
- (3) 眼に対する重篤な損傷／眼刺激性
- (4) 呼吸器感作性又は皮膚感作性
- (5) 生殖細胞変異原性
- (6) 発がん性
- (7) 生殖毒性
- (8) 特定標的臓器／全身毒性 - 単回ばく露
- (9) 特定標的臓器／全身毒性 - 反復ばく露
- (10) 吸引性呼吸器有害性

### 3 環境に対する有害性

- (1) 水生環境有害性